

納税は住み良いまちづくりの第一歩です

市税とわたしたちの暮らしとのつながりや納期限などについてお知らせします。

税務課管理収納係 ☎ ②⑤ 1132
 特別滞納整理係 ☎ ②⑤ 1136

暮らしと税のつながり

みなさんが豊かで安心した暮らしができるよう、市では、消防、ごみ処理、道路の整備といったみんなのために役立つ活動や、高齢者・障がい者の福祉サービス、子育て支援、学校教育といった社会での助け合いのための活動など、多くの市民サービスを行っています。

そのために必要なお金をみんなでも出し合って負担するのが「税金」です。

このように税金は、わたしたちが社会の一員として暮らしていくための大切な財源となっています。

市税などの納め忘れはありませんか

納期限までに納めていただけないかたには、督促状や催告書、電話催告などで自主的な納付をお願いしていますが、期限内に納付したかたとの公平性を保つため、差し押さえなどの滞納処分を行う場合もあります。納め忘れのあるかたは、早急に納付をお願いします。

また、納期限までに納税通

知書や納付書がお手元に届いていない場合は、税務課へ連絡してください。

納税相談窓口を 利用してください

やむを得ない事情により、納期限までに税金を納めることができない場合は、気軽に相談してください。

また、昼間に納税や納付相談ができないかたのために、市民文化会館2階・税務課窓口にて夜間納税相談を行っています。希望するかたは、事前に予約をお願いします。

※主な市税の種類と納期限は、以下のとおりです。



平成31年度（令和元年度）市税納期一覧表

税目	税の内容	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
市県民税	平成31年1月1日現在に、鳥羽市内に住所を有する個人に賦課されます。（1月2日以降に鳥羽市から転出しても、その年度の市県民税は鳥羽市に納めていただくこととなります）	7月1日 (月)	9月2日 (月)	10月31日 (木)	令和2年 1月31日 (金)				
固定資産税 都市計画税	平成31年1月1日現在に、鳥羽市内に所在する土地、家屋および償却資産の所有者に賦課されます。	5月7日 (火)	7月31日 (水)	12月25日 (水)	令和2年 3月2日 (月)				
軽自動車税	鳥羽市内を主たる定置場所とする原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車および二輪の小型自動車に対し、平成31年4月1日現在の所有者に賦課されます。	5月31日 (金)							
国民健康保険税	国民健康保険に加入している世帯主および世帯内に被保険者のある世帯主に賦課されます。	7月1日 (月)	7月31日 (水)	9月2日 (月)	9月30日 (月)	10月31日 (木)	12月2日 (月)	令和2年 1月31日 (金)	令和2年 3月2日 (月)